

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

申立期間については、夫がA市区町村B出張所に出向き、私の国民年金加入手続を行うとともに、その際、国民年金保険料についても、資格取得時点までさかのぼって一括納付してくれたはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、A市区町村B出張所において申立人の国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、A市区町村への照会結果により、i) B出張所は昭和34年2月に設置されており、50年ころには存在していたこと、ii) 当該出張所では、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に係る事務を取り扱っていたことが確認できることから、申立人の主張に不自然な点はない。

さらに、申立人の申立期間直後の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは同年5月下旬ころと見られることから、当該期間の保険料は過年度納付されたものと推認でき、申立期間についても過年度納付が可能であるにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間が納付済みである場合に作成、保管されるべき国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで
当時、同居していた母が、私の国民年金保険料を納付してくれていた。
母が亡くなったため当時のことは分からないが、申立期間についても納付してくれたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間について、申立期間当時を含めて保険料をすべて納付している。

また、A市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、i) 申立人の申立期間直前の昭和45年1月から46年3月までの期間の国民年金保険料が、申立期間中に過年度納付されたことが確認できること、ii) 申立期間直後の昭和48年4月から49年3月までの保険料が現年度納付されたことが確認できることから、当該期間の保険料と合わせて、申立期間の保険料を現年度または過年度納付することも可能であったことなどを踏まえると、申立人の申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案436

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和36年に夫が、夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間当時も、主に夫が保険料を納付してくれていた記憶がある。

申立期間について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間について納付済期間となっている。

また、A市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、i) 申立人の申立期間直前の昭和43年5月から45年3月までの期間の国民年金保険料が、申立期間中に過年度納付されたことが確認できること、ii) 申立期間直後の昭和47年4月から48年3月までの保険料が現年度納付されたことが確認できることから、当該期間の保険料と合わせて、申立期間の保険料を現年度または過年度納付することも可能であったことなどを踏まえると、申立人の申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年2月5日に、資格喪失日に係る記録を同年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月5日から同年4月6日まで

私は、昭和42年4月1日から47年4月5日まで、A社（入社時の社名はC社であり、合併等を経て、現在はD社となっている。）に継続して勤務した。

昭和47年2月5日にA社E支店から同社B支店へ異動し、同年4月5日に退職するまで同支店で勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険加入記録が抜けているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管しているA社の人事記録及び申立期間当時の上司等の証言により、申立人は、昭和47年2月5日に同社E支店から同社B支店へ異動し同年4月5日に退社していることが確認できるとともに、退社時まで同一企業内で継続して勤務していることが確認できる。

また、複数の同僚は、「正社員は勤務期間においてすべて厚生年金に加入していた。申立人も正社員であった。」と述べている上、事業所も「正社員であればすべて厚生年金に加入させ、保険料も控除していた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社人事部の担当者は、記録が残存しておらず不明であるとしているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年9月までの期間及び62年4月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から50年9月まで
② 昭和62年4月から63年9月まで

亡き母が婦人会の集金を通じて、父の分と共に、私の国民年金保険料をすべて納付してくれていた。支払いの都度、国民年金手帳のような物に押印を受けていたと記憶している。母は既に他界し、自宅が火災にあったため証明できる物は何も無いが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月に払い出されたことが確認でき、当該時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、A市区町村が保管する記録によれば、申立期間前の国民年金保険料は納期限内に納付されているにもかかわらず、申立期間後の国民年金保険料は平成2年11月、同年12月及び3年9月の3回に分けて申立期間直後までさかのぼって過年度納付されていることが確認できるとともに、これらの過年度納付は2年1月及び同年12月の未納保険料に係る納付勧奨が行われたことにより納付したものと推認され、当該納付時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人

の母親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成4年9月まで

平成4年9月ころ、数か月前から勤務していた事業所において、社会保険に加入することになったので、それまで未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって支払った。はっきりした金額は覚えていないが、母に現金を渡し、母が地区の納付組織を通じて支払ったと記憶しているので、調査の上、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を支払ったとする平成4年9月の時点においては、2年7月以前の期間は時効により保険料を納付することができない上、当該時点以降に特例納付は実施されておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする母親は既に死亡していることから、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。